【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年6月1日提出

【発行者名】 岡三アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 綿川 昌明

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目2番1号

 【事務連絡者氏名】
 中田 尚孝

 【電話番号】
 03-3516-1432

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

日本連続増配成長株ファンド18-07(繰上償還条項付)

(1) 当初申込期間(平成30年6月18日から平成30年7月30日まで) 500億円を上限とします。

(2)継続申込期間(平成30年7月31日から平成30年9月28日まで) 500億円を上限とします。

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日本連続増配成長株ファンド18 - 07 (繰上償還条項付) (以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間

500億円を上限とします。

継続申込期間

500億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間

1口当たり1円です。

継続申込期間

1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合 には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、毎営業日(委託会社の営業日をいいます。)計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

(5)【申込手数料】

当初申込期間

申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

継続申込期間

申込金額(取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める 手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先については、(4)[発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご 覧下さい。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。 お問合わせ先については、(4)[発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下 さい。

(7)【申込期間】

当初申込期間

平成30年 6月18日から平成30年 7月30日まで

継続申込期間

平成30年 7月31日から平成30年 9月28日まで

平成30年9月29日以降は、取得申込の受付を行いません。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先については、(4)[発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9)【払込期日】

当初申込期間

当初申込期間中に申込代金(申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。)を販売会社にお支払い下さい。

当初申込みにかかる発行価額の総額は、販売会社によって設定日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

販売会社が定める期日までに申込代金(申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税 等相当額の合計額をいいます。)を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定 する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。 お問合わせ先については、(4)[発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧 下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(以下「振替制度」と称する場合があります。)における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則 にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行 ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
単位型	国内	株式	
7122		債 券	
Nedermi	海外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	
		資産複合	

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態

			. 1月1四
株式一般	年1回	グローバル ()	
大型株 中小型株	年2回 年4回	日本	
 債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド
公債 社債	(隔月)	区欠州	
その他債券	年12回 (毎月)	アジア	
() 不動産投信	日々	オセアニア 中南米	ファンド・オブ・
・	その他 ()	平甲水 アフリカ	ファンズ
(投資信託証券 (株式・一般))		中近東	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		(中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

ファンドは、マザーファンドの受益証券(投資信託証券)を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資

収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の 投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第 2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4 の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

「属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
 - 一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載が あるものをいう。
 - 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主と して投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主とし て投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の 「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対し て明確な記載があるものについては、上記 から に 掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記 することも可とする。
- (3)不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組 入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、 組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - 資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせて

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

いる資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1)年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分(重複使用可能)》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の 中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く アジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ 地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中 近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・ オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象と して投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の 資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3)その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

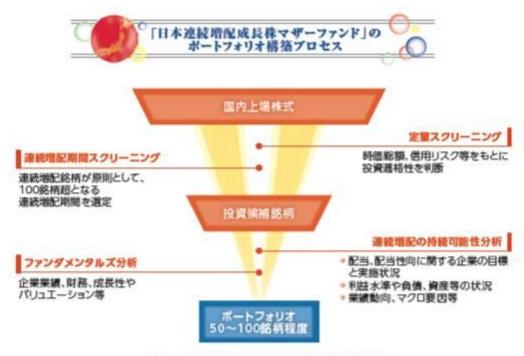
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、 積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動 (一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものを いう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場 に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくは ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す 旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

日本連続増配成長株マザーファンドへの投資を通じて、日本の連続増配銘柄*に投資を行います。

※一定期間にわたり1株当たりの普通配当金が毎期増加している企業の株式をいいます。

2 投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。また、ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。



米ポートフォルオ構築プロセスおよび筋柄類は変更になる場合があります。

- 3 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 株式以外の資産の実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下 とします。



信託期間中において、以下の条件を満たした場合は、組入資産を売却し、すみやかに短期金融商品、公社債等による安定運用に切替え、繰上償還します。

- 2021年7月30日までに分配金込基準価額*が12,000円以上となった場合
- 2021年7月30日までに分配金込基準価額*が12,000円以上とならず、 2021年8月2日以降に10.500円以上となった場合

※分配金込基準価額=基準価額(1万口当たり)+設定来の分配金(1万口当たり、税引前)累計額

◆2021年8月2日以降、繰上償還の条件を満たし安定運用に切替えた場合であっても、満期 償還日(2028年6月15日)までの期間が短い場合には繰上償還を行わず、満期償還日に償 還を行う場合があります。



6

ファンドの購入申込期限は、2018年9月28日までです。

- ファンドの購入申込期間は、2018年6月18日から2018年9月28日までです。 2018年9月29日以降、購入申込はできません。
- クローズド期間はありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎年6月15日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越 分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず収益分配を行うものではありません。

分配金額の決定にあたっては、投資信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針です。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

2018年7月31日 投資信託契約締結、設定、運用開始(予定)

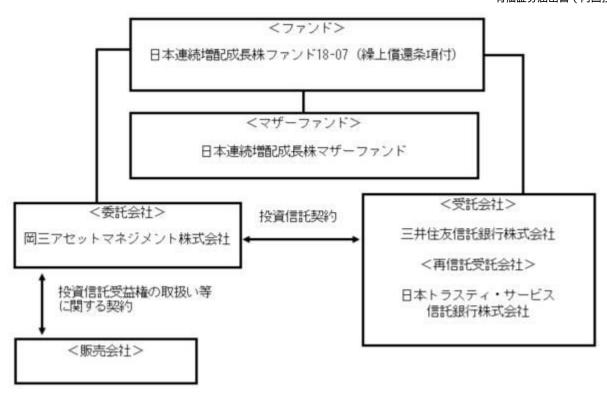
(3)【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、 その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで 行う仕組みです。



ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算(基準
	価額の計算)、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書(交
	付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)および運用報告書の作成・交
	付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に
	基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づ
	き、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明
	書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請
	求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

委託会社の概況(2018年3月末日現在)

資本金

10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日 「日本投信委託株式会社」設立

1987年 6月27日 第三者割当増資の実施(新資本金 4億5,000万円)

1990年 6月30日 第三者割当増資の実施(新資本金 10億円)

2008年 4月 1日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネ

ジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
			I

凹二ア ピットマイン	ノ入ノト休式云社(E12441)
有価証券届出書((内国投資信託受益証券)

岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

運用方法

a 投資対象

日本連続増配成長株マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

- イ.マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本の連続増配銘柄(一定期間にわたり1株 当たりの普通配当金が毎期増加している企業の株式をいいます。)に投資を行います。
- 口.投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性 等を考慮して行います。
- ハ.ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。
- 二.信託期間中において、以下の条件を満たした場合は繰上償還します。
 - ・2021年7月30日までに分配金込基準価額(基準価額(1万口当たり)に設定来の分配金(1万口当たり、税引前)累計額を加算した額とします。以下同じ。)が12,000円以上となった場合
 - ・2021年7月30日までに分配金込基準価額が12,000円以上とならず、2021年8月2日以降に 10,500円以上となった場合

上記、繰上償還の条件を満たした場合、組入資産を売却し、すみやかに短期金融商品、 公社債等による安定運用に切替え、繰上償還します。

なお、2021年8月2日以降、繰上償還の条件を満たし安定運用に切替えた場合であって も、満期償還日(2028年6月15日)までの期間が短い場合には繰上償還を行わず、満期 償還日に償還を行う場合があります。

- ホ.株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- へ、株式以外の資産の実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ト. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引に限ります。)
 - 八.金銭債権
 - 二.約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である日本連続増配成長株マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- イ.株券または新株引受権証書
- □.国債証券
- 八,地方債証券
- 二.特別の法律により法人の発行する債券
- ホ. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- へ.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- ト.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- チ.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条 第1項第7号で定めるものをいいます。)
- リ.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- ヌ.コマーシャル・ペーパー
- ル.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- ヲ.外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ.からル.までの証券または証書の性質を有するもの
- ワ.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
- カ.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で 定めるものをいいます。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ヨ.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいま す。)
- タ.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものを いい、有価証券に係るものに限ります。)
- レ.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- ソ.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- ネ.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- ナ.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- ラ.外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品(金融商品取引法第2条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用するこ とを指図することができます。

イ.預金

- 口.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま す。)
- ハ.コール・ローン
- 二.手形割引市場において売買される手形
- ホ.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- へ.外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上 必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図が できます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本連続増配成長株マザーファンド

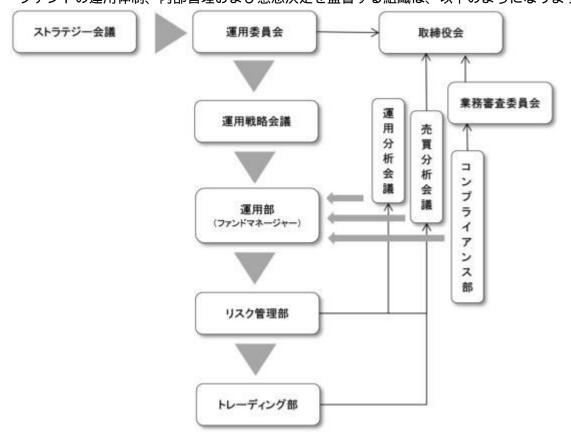
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社	
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。	
投資対象	日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。	
投資態度	日本の連続増配銘柄(一定期間にわたり1株あたりの普通配当金が毎期増	
	加している企業の株式をいいます。)に投資を行います。	
	投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信	
	用リスク、流動性等を考慮して行います。	
	ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほ	
	か、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。	
	株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。	
	株式以外の資産の投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下	
	とします。	
	資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があ	
	ります。	

主要な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。	
	投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への投資割合は、投	
	資信託財産の純資産総額の5%以下とします。	
	外貨建資産への投資は行いません。	
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクス	
	ポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポー	
	ジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それ	
	ぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることと	
	なった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内と	
	なるよう調整を行うこととします。	
決算	毎年12月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。	
	投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、	
	期中には分配を行いません。	
信託報酬	ありません。	
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限	
	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ	
	ろに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超え	
	ないものとします。	

(3)【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

運用委員会	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定され
(月1回開催)	た投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基
	本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほ
	か、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定しま
	す。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具
(月1回開催)	体的な投資戦略について検討を行います。
	かりなり文具大学にフィーではいるり。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づ
	き、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計
	画に基づいて、運用の指図を行います。
	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリス
(月1回開催)	ク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを
	分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
 売買分析会議	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有
	個証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディ
(月1回開催)	
	ング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を
W 75	行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事
(原則月1回開催)	項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役
	会へ報告します。
コンプライアンス部	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並び
(3名程度)	に点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指
(6名程度)	図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況
	の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に
	照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システム
	のコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検
	証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行いま
	च
 トレーディング部	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づい
(7名程度)	て最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行
	の観点からの検証・分析を行います。
	22 EWW/12 2 22 IVHT 27 JUL C 1 1 A : O 2 0

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき 事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、2018年3月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属 すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず 収益分配を行うものではありません。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資い たします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きま す。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため 販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま す。)にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権 は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割 当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではあり ません。
- b 上記 a の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見 書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図す ることができるものとします。

信用取引の指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記 a の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 口.株式分割により取得する株券
 - 八.有償増資により取得する株券
 - 二.売出しにより取得する株券
 - ホ.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第 1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約 権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の 旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債 型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - へ.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記ホ.を除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額 (マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産 に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えない ものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が 減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった 場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指 図するものとします。
- d 上記 c において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。

f 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リス クを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りで はありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額 (マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産 に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)が、保有金利商品の時価総額(マザーファ ンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を 含みます。以下、同じ。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由 により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品 の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当す る金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 上記 c において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のう ち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡 取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産 に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マ ザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみな した額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンド の投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- f 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理 的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公 社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ、株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株 式の時価合計額を超えないものとします。
 - 口、公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で 保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える 額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うもの とします。

資金の借入れ

a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴 う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借 入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

< 関係法令に基づく投資制限 >

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。
- c 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者 指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に 係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を 投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、 投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに 帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<投資リスク>

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響 により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の 下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の 適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金込基準価額12,000円あるいは10,500円は、繰上償還が決定される水準です。基準価額および償還価額(1万口当たり、以下同じ。)に設定来の分配金累計額を加算した額が12,000円あるいは10,500円以上となることを示唆または保証するものではありません。
- ・ 繰上償還が決定した後、安定運用に切替わるまでの株式の価格変動等の影響、繰上償還までの運用管理費用(信託報酬)の負担等の影響により、基準価額および償還価額に設定来の分配金累計額を加算した額が12,000円あるいは10,500円を下回る場合があります。
- ・ 繰上償還が決定した後、安定運用に切替えるまでに、流動性等によりファンドが実質的に組入れている株式の売却がすみやかに行えない場合等があるため、繰上償還が決定されてから繰上償還が行われるまでに日数を要することがあります。
- ・ 2021年8月2日以降、繰上償還の条件を満たし安定運用に切替えた場合であっても、満期償還日 (2028年6月15日)までの期間が短い場合には繰上償還を行わず、満期償還日に償還を行う場合 があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

<投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等 運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規 程及び投資信託約款等(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関す る事項の遵守状況を確認します。
 - リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。 運用の指図に関する帳票の確認 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認 その他検証を行うために必要な行為

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441)

2013年4月末~2018年3月末

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして 適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンス チェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は 適正性について確認を行います。

運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析 会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入 状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

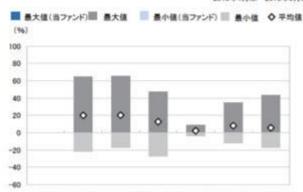
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

該当事項はありません。

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較でき るように作成したものです。



形77'A' 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(96)当ファンド 日 本 株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 最大值 65.7 47.4 43.7 65.0 93 349 △40 最小值 △220 △27.4 △17.4 平均值 20.3 20.1 128

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小 値・平均値を表示したものです。
 - なお、当ファンドの機落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- *決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日 本 株・・・東原株価指数(TOPIX)(配当込み) 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ペース) 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

日本国債・・・ NOMURA-BPI国債

ックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ティバーシファイド(円ベース)

日本語画像・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マー (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの機落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何 の責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証格価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに 関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。な お、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.ic帰属します。

NOMURA-BPI国情は、野村證券株式会社が発表している日本の国情市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国情に関する著 作権、疼種権、知的財産権その他一切の権利は、野村頒券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均 した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ディバーシファイド(円ペース) JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ディバーシファイド(円ペース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地適貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ディバーシファ イドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

当初申込期間

申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める手数料率を 乗じて得た額

手数料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

継続申込期間

申込金額(取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める 手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.5552%(税抜1.44%)を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.756%(税抜0.70%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.756%(税抜0.70%)	運用報告書等各種書類の送付、口座 内でのファンドの管理、購入後の情 報提供等の対価です。
受託会社	年率0.0432%(税抜0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指 図の実行の対価です。

信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0108%(税抜0.01%)を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期 末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた 立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンド の当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉 徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のい ずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により、上場株式等の譲渡 益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可 能です。

償還時および解約時の差益(譲渡益)については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
2038年1月1日以降	20%(所得税15%、地方税5%)

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15%(所得税15%)

普通分配金、元本払戻金(特別分配金)とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」があります。

基準価額(分配落)が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額(分配落)が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金(特別分配金)は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡 所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくだ さい。 その他

- ・ 原則として、配当控除の適用が可能です。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを 取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は2018年3月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

ファンドは、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配金の推移

該当事項はありません。

主な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に行うことができます。なお、2018年9月29日以降の取得申込みはできません。

ただし、継続申込期間において、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込受付時間

当初申込期間中は、販売会社の営業時間内とします。

継続申込期間中は、原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金 受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配 金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積 投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。)に基づく収益分配金 の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入 サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決 めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 当初申込期間中の発行価格は、1口当たり1円です。継続申込期間中の1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日(委託会社の営業日をいいます。)計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料(消費税 等相当額を含みます。)を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきま しては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、当初申込期間中にお申込みされた場合は、当初申込期間中に 申込代金を販売会社でお支払い下さい。継続申込期間中にお申込みされた場合は、販売会社が 定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ 下さい。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

換金申込受付日

受益者は、ファンドの設定日以降、販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

クローズド期間はありません。

換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位を もって、解約の請求をすることができます。
 - 解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り 扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお 支払いします。

解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求 を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当 該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とし ます。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

マザーファンドの評価

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

有個証券由出書(內国投資信託安益証券

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日(委託会社の営業日をいいます。)計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2018年7月31日から2028年6月15日までとします。

ただし、投資信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、投資信託契約締結日から2019年6月17日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

投資信託契約の解約

- a 委託会社は、2021年7月30日までに分配金込基準価額(基準価額(1万口当たり)に設定来の分配金(1万口当たり、税引前)累計額を加算した額とします。以下同じ。)が12,000円以上となった場合、2021年7月30日までに分配金込基準価額が12,000円以上とならず2021年8月2日以降に10,500円以上となった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aに定める場合の他、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会

社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- c 委託会社は、bの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d cの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e cの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- f cからeまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により 同意の意思表示をしたときおよびaに基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しま せん。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であっ てcからeまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資 信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で 否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約 に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその 任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委 託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞 任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除 き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託 を終了させます。

投資信託約款の変更等

a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託と の併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託

の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または 併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、こ

の投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとしま

- 委託会社は、aの事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当す る場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当 する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決 議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等 の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款 にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を
- bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益 権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は 受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている 受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するも のとみなします。
- bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により 同意の意思表示をしたときには適用しません。
- aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が 否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部 の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金と して支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約(繰上償 還)または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条 第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、 「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書 を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報 告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

http://www.okasan-am.jp

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま

http://www.okasan-am.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除き ます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と します。)にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受 益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりませんので該当事項はありません。 ファンドの投資信託財産に係る財務諸表の作成は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)の定めるところによります。

ファンドの財務諸表の監査は、東陽監査法人により行われ、監査証明を受けます。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益及び剰余金計算書】

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 該当事項はありません。

受益者等に対する特典 該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

10億円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2018年3月末日現在)

(1)資本金の額

会社が発行する株式の総数 2,600,000株 発行済株式の総数 825,000株 最近5年間における主な資本金の額の増減 なし

(2)委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に 具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設 定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業) 及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引 法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2018年3月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託を除く。)

種類	本数 (本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	156	11,429
追加型公社債投資信託	3	2,306
単位型株式投資信託	69	1,950
単位型公社債投資信託	8	262
合計	236	15,949

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内 閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自平成28年4月1日至平成 29年3月31日)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3)当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内 閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。 なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自平成29年4月1日至平 成29年9月30日)の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

		(+12,113
	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,148,043	12,889,303
有価証券	1,656	94,613
未収委託者報酬	1,128,492	1,073,372
未収運用受託報酬	11,170	18,838
未収投資助言報酬	14,853	11,660
前払費用	43,517	45,683
未収入金		56,411
未収収益	55,508	38,483

				有価証券届出書(内国投資化
繰延税金資産		36,754		5,119
その他の流動資産		3,690		5,642
流動資産合計		11,443,688		14,239,128
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	21,718	1	252,684
器具備品	1	95,958	1	62,605
有形固定資産合計		117,676		315,290
無形固定資産				
ソフトウェア		12,998		10,557
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		15,120		12,680
投資その他の資産				
投資有価証券		4,475,313		2,623,947
親会社株式		1,086,624		915,292
長期差入保証金		108,160		231,697
前払年金費用		60,702		49,496
その他		26,705		26,705
貸倒引当金		14,510		14,510
投資その他の資産合計		5,742,995		3,832,628
固定資産合計		5,875,793		4,160,598
資産合計		17,319,481		18,399,727

	前事業年度	当事業年度		
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)		
負債の部				
流動負債				
預り金	8,387	7,928		
未払金	648,432	787,83		
未払収益分配金	18	1:		
未払償還金	3,795	8,12		
未払手数料	573,935	532,07		
その他未払金	70,684	247,622		
未払費用	221,750	192,452		
未払法人税等	472,555	133,34		
未払消費税等	86,980			
賞与引当金	33,506	13,420		
流動負債合計	1,471,612	1,134,972		
固定負債				
退職給付引当金	227,735	257,35		
役員退職慰労引当金	33,610	41,120		
繰延税金負債	93,015	107,92		
資産除去債務	33,865	87,84		
長期未払金		29,100		
固定負債合計	388,226	523,338		
負債合計	1,859,839	1,658,31		
純資産の部				
株主資本				
資本金	1,000,000	1,000,000		

資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	7,593,462	8,805,462
利益剰余金合計	13,491,954	14,703,955
株主資本合計	15,058,454	16,270,455
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	401,188	470,961
評価・換算差額等合計	401,188	470,961
純資産合計	15,459,642	16,741,416
負債・純資産合計	17,319,481	18,399,727

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

		(単位・丁)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,357,045	12,602,269
運用受託報酬	26,459	39,629
投資助言報酬	34,356	30,278
営業収益合計	16,417,861	12,672,177
営業費用		
支払手数料	8,715,105	6,581,071
広告宣伝費	273,041	233,028
公告費	126	220
受益権管理費	16,088	16,958
調査費	1,653,453	1,367,966
調査費	338,352	345,696
委託調査費	1,315,101	1,022,270
委託計算費	316,593	283,205
営業雑経費	370,731	360,386
通信費	58,965	55,900
印刷費	242,346	236,629
諸経費	56,093	55,218
協会費	9,396	9,534
諸会費	3,929	3,104
営業費用合計	11,345,141	8,842,838
一般管理費		
給料	1,564,193	1,634,016
役員報酬	152,970	
給料・手当	1,407,245	1,460,016
賞与	3,978	
交際費	22,013	17,190

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国投資信
寄付金	38,513	21,013
旅費交通費	64,231	49,246
租税公課	41,794	53,904
不動産賃借料	160,609	199,709
賞与引当金繰入	33,506	10,270
退職給付費用	69,282	84,132
役員退職慰労引当金繰入	7,340	12,250
固定資産減価償却費	34,275	29,243
諸経費	365,842	347,126
一般管理費合計	2,401,603	2,458,103
営業利益	2,671,116	1,371,235

			前事業年度		当事業年度
		(自	平成27年4月1日		(自 平成28年4月1日
		至	平成28年3月31日)		至 平成29年3月31日)
営業外収益					
受取配当金	1		74,985	1	52,7
受取利息			1,989		6
約款時効収入			10		6
受取負担金			24,695		
受取保険金					20,0
雑益			3,780		3,3
営業外収益合計			105,461		77,4
営業外費用					
信託財産負担金			17		
固定資産除却損	2		40	2	
為替差損			88		
雑損			0		
営業外費用合計			146		1:
経常利益			2,776,431		1,448,5
特別利益					
有価証券売却益			68,676		
有価証券償還益			548		
投資有価証券売却益			48,335		1,3
投資有価証券償還益			35,073		1,8
親会社株式売却益					133,9
受取補償金					390,0
特別利益合計			152,633		527,1
特別損失					
有価証券売却損			5,395		
有価証券償還損			12,957		
投資有価証券売却損			67,629		118,4
投資有価証券償還損					
投資有価証券評価損			24,083		3.
移転関連費用					94,3
特別損失合計			110,066		213,1
税引前当期純利益			2,818,998		1,762,5
法人税、住民税及び事業税			797,633		493,5
法人税等調整額			114,260		15,7

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

法人税等合計 当期純利益

911,894	509,293
1,907,103	1,253,250

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本									
		資本乗	東金			剰余金			その他有	評価・換	純資産
	資本金	資本準	資本剰 余金合	利益準	その他利 別途積立	益剰余金 繰越利益	利益剰余	株主資本 合計	価証券評	算差額等	合計
		備金	計	備金	金	剰余金	金合計		価差額金	合計	
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	5,727,608	11,626,100	13,192,600	1,096,597	1,096,597	14,289,197
当期变動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						1,907,103	1,907,103	1,907,103			1,907,103
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									695,409	695,409	695,409
当期変動額合計						1,865,853	1,865,853	1,865,853	695,409	695,409	1,170,444
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,593,462	13,491,954	15,058,454	401,188	401,188	15,459,642

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								評価・換算差額等		
		資本乗	余金		利益	剰余金			その他	評価・	純資産
	資本金	資本準	資本剰	利益準		益剰余金	利益剰余	株主資本	有価証	換算差	合計
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	備金	余金合計	備金	別途積立 金	繰越利益 剰余金	金合計	合計	券評価 差額金	額等合 計	
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,593,462	13,491,954	15,058,454	401,188	401,188	15,459,642
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						1,253,250	1,253,250	1,253,250			1,253,250
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額 (純 額)									69,773	69,773	69,773
当期変動額合計						1,212,000	1,212,000	1,212,000	69,773	69,773	1,281,773
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法

により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8~18年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により 償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計 上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について は、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当会計期間から適用しております。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度			
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)			
建物	63,927千円	1,614千円			
器具備品	162,599 "	67,734 "			
計	226,526 "	69,348 "			

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
 受取配当金	55,470千円	40,590千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
器具備品	40千円	77千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	825,000			825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり	基準日	効力発生日
		(千円)	配当額(円)		
平成27年6月24日	普通株式	41,250	50	平成27年3月31日	平成27年6月25日
定時株主総会					

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
		総額(千円)	原資	配当額(円)		
平成28年6月27日	普通株式	41,250	利益剰余金	50	平成28年3月31日	平成28年6月28日
定時株主総会						

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	825,000			825,000

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり	基準日	効力発生日
		(千円)	配当額(円)		
平成28年6月27日	普通株式	41,250	50	平成28年3月31日	平成28年6月28日
定時株主総会					

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の	配当金の	1株当たり	基準日	効力発生日
		総額(千円)	原資	配当額(円)		
平成29年6月22日	普通株式	41,250	利益剰余金	50	平成29年3月31日	平成29年6月23日
定時株主総会						

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引 該当事項はありません

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	(+ 14 · 113
前事業年度	当事業年度
(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
	80,835
	848,767
	929,602

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。な お、デリバティブ取引は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社(委託者)が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金(未払手数料)、未払法人税等であります。未払金(未払手数料) は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,148,043	10,148,043	
(2) 有価証券	1,656	1,656	
(3) 未収委託者報酬	1,128,492	1,128,492	
(4) 投資有価証券	3,894,313	3,894,313	
(5) 親会社株式	1,086,624	1,086,624	
(6) 長期差入保証金	108,160	108,160	
(7) 未払金(未払手数料)	573,935	573,935	
(8) 未払金(その他未払	70,684	70,684	
金)			
(9) 未払法人税等	472,555	472,555	

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,889,303	12,889,303	
(2) 有価証券	94,613	94,613	
(3) 未収委託者報酬	1,073,372	1,073,372	
(4) 投資有価証券	2,042,947	2,042,947	
(5) 親会社株式	915,292	915,292	
(6) 長期差入保証金	231,697	230,568	1,128
(7) 未払金(未払手数料)	532,071	532,071	
(8) 未払金(その他未払	247,622	247,622	
金)			
(9) 未払法人税等	133,340	133,340	

(注1)金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(7)未払金(未払手数料)、(8) 未払金(その他未払金)、
- (9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券、(5)親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する 価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関す る事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引 計算をしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
非上場株式	581,000	581,000

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
現金及び預金	10,148,043			
未収委託者報酬	1,128,492			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	1,656	3,506,735	86,377	
長期差入保証金	103,593	4,630		
合計	11,381,723	3,511,395	86,377	

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
現金及び預金	12,889,303			
未収委託者報酬	1,073,372			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	94,613	1,647,443	78,016	
長期差入保証金		5,359		226,338
合計	14,057,289	1,652,802	78,016	226,338

(有価証券関係)

1.その他有価証券

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1)株式 (2)債券 国債・地方債等 社債	1,350,656	605,961	744,694
	その他			
	(3)その他	182,820	156,000	26,820
小計		1,533,476	761,961	771,515
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1)株式 (2)債券	10,140	12,350	2,210
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3)その他	3,438,976	3,629,995	191,018
小計		3,449,116	3,642,345	193,228
合計		4,982,593	4,404,307	578,286

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 581,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位:千円)

				(単位:十⊦
区分	種類	貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えるもの	(1)株式	1,206,084	460,956	745,127
	(2)債券 国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3)その他	233,592	189,506	44,086
小計		1,439,676	650,462	789,214
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1)株式	9,815	12,350	2,535
	(2)債券 国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3)その他	1,603,361	1,711,167	107,806
小計		1,613,176	1,723,517	110,341
合計		3,052,852	2,373,979	678,873

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 581,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位:千円)

			(— — · · · · ·
種類	売却額	売却益の	売却損の
		合計額	合計額
(1)株式			
(2)債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
(3)その他	609,484	117,011	73,025
合計	609,484	117,011	73,025

当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:千円)

			(半位・十八
種類	売却額	売却益の	売却損の
		合計額	合計額
(1)株式	279,000	133,994	
(2)債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
(3)その他	1,903,935	1,335	118,400
合計	2,182,935	135,329	118,400

3.減損処理を行った有価証券

前事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

有価証券について24,083千円(その他有価証券のその他24,083千円)減損処理を行っております。

当事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

有価証券について322千円(その他有価証券のその他322千円)減損処理を行っております。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度(証券総合型DC岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度	
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日	
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	481,968	511,687	
勤務費用	47,703	55,301	
利息費用	1,976		
数理計算上の差異の発生額	10,297	1,597	
退職給付の支払額	30,258	11,244	
退職給付債務の期末残高	511,687	554,146	

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(11-11)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	284,842	278,768
期待運用収益	1,424	1,393
数理計算上の差異の発生額	32,888	13,214
事業主からの拠出額	33,038	19,316
退職給付の支払額	7,647	2,241
年金資産の期末残高	278,768	310,452

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	253,108	270,028
年金資産	278,768	310,452
	25,659	40,424
非積立型制度の退職給付債務	258,578	284,118
未積立退職給付債務	232,918	243,694
未認識数理計算上の差異	65,885	35,839
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	167,032	207,854
退職給付引当金	227,735	257,350
前払年金費用	60,702	49,496
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	167,032	207,854

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	(手位・口)
	当事業年度
(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		<u> </u>
勤務費用	47,703	55,301
利息費用	1,976	
期待運用収益	1,424	1,393
数理計算上の差異の費用処理額	6,607	15,233
確定給付制度に係る退職給付費用	54,863	69,141

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
株式	34.5%	36.1%
一般勘定	33.8%	32.7%
債券	19.0%	18.3%
その他	12.7%	12.9%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用 方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度	当事業年度		
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日		
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)		
割引率	0.00%	0.08%		
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%		

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,418千円、当事業年度14,991千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日))
繰延税金資産				
退職給付引当金	69,732	千円	78,800	千円
役員退職慰労引当金	10,291	"	12,590	<i>II</i>
賞与引当金	10,339	"	4,141	"
ゴルフ会員権評価損	1,838	<i>II</i>	1,838	"
貸倒引当金	4,442	"	4,442	"
その他有価証券評価差額金	59,167	"	33,809	"
有価証券評価損			7,279	"

			有伽祉 分曲山青(k	小 国技
投資有価証券評価損	9,998	<i>"</i>	2,817	"
未払広告宣伝費	7,681	"	663	"
資産除去債務	10,369	"	26,896	"
未払事業税	32,596	<i>"</i>	4,792	"
未払不動産賃借料			11,904	"
その他	3,508	"	2,757	"
繰延税金資産の合計	219,967	"	192,734	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	236,266	"	241,721	"
未収配当金	17,090	<i>"</i>	11,836	"
資産除去債務に対応する除去費用	4,285	"	26,828	"
前払年金費用	18,587	"	15,155	"
繰延税金負債の合計	276,228	"	295,542	"
繰延税金資産(負債)の純額	56,261	"	102,807	"
-				

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
法定実効税率		30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.60%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.28%
住民税均等割等		0.13%
税額控除		2.21%
その他		0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		28.90%

(注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度			当事業年度		
	(自 平成27年4月			(自 平成28年4月1日		
		1日		至 平成29年3月31日)		
		至 平成2	8年3			
		月31日)				
 期首残高	33,292	千円	33,865	千円		
有形固定資産の取得に伴う増加額		"	87,764	"		
時の経過による調整額	573	"	659	"		

資産除去債務の履行による減少額		"	34,449	
期末残高	33,865	千円	87,840	千円

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

(1)報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業 セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみでありま す。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。 報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略 しております。

- (2)報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略 しております。
- (3)報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略 しております。

当事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略 しております。

(4)報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略 しております。

当事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略 しております。

2. 関連情報

前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しておりま

す。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料 の支払 (注2)	3,730,087 (注1)	未払 手 数 料	216,005 (注1)

- (注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職	議決権等 の所有 (被所	関連当事者	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
	氏名		(千円)	業	有)割合	20月前		(113)		(113)

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

同一の親会社	岡三証券	東京都			被所有	当社ファン	支払手数料	2,814,695	未払	197,827
を持つ会社	岡一証牙 株式会社	中央区	5,000,000	証券業	直接	ドの募集取	の支払	(注1)	手 数	(注1)
510 2A II	1/11/2/11	小人区			2.30%	扱	(注2)	(111)	料	(/1/)

- 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 (注)
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	18,738円96銭	20,292円62銭
1株当たり当期純利益金額	2,311円64銭	1,519円09銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
当期純利益金額	1,907,103千円	1,253,250千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純利益	1,907,103千円	1,253,250千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	825,000株

3.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度	当事業年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
純資産の部の合計額	15,459,642千円	16,741,416千円
純資産の部から控除する合計額		
普通株式に係る期末の純資産額	15,459,642千円	16,741,416千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の		
普通株式の数	825,000株	825,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位:千円) 当中間会計期間 (平成29年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金 14,122,512 有価証券 505 未収委託者報酬 1,007,070 未収運用受託報酬 9,195

未収投資助言報酬		26,605
繰延税金資産		28,990
その他の流動資産		53,964
流動資産合計		15,248,844
固定資産		
有形固定資産	1	301,819
無形固定資産		11,284
投資その他の資産		3,349,112
投資有価証券		3,057,821
その他		305,801
貸倒引当金		14,510
固定資産合計	_	3,662,217
資産合計		18,911,062

(単位:千円)

		当中間会計期間
		(平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		35,686
前受運用受託報酬		4,908
未払金		581,529
未払収益分配金		13
未払償還金		8,124
未払手数料		480,643
その他未払金		92,747
賞与引当金		6,125
未払法人税等		259,323
その他流動負債	2	266,128
流動負債合計		1,153,701
固定負債		
退職給付引当金		275,490
役員退職慰労引当金		39,250
長期未払金		87,301
資産除去債務		88,292
繰延税金負債		92,007
固定負債合計		582,342
負債合計		1,736,043
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		566,500
資本剰余金合計		566,500
利益剰余金		
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		5,718,662
繰越利益剰余金		9,233,004

利益剰余金合計	15,131,496
株主資本合計	16,697,996
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	477,022
評価・換算差額等合計	477,022
純資産合計	17,175,018
負債・純資産合計	18,911,062

(2)[中間損益計算書]

(単位:千円)

		(羊四・1円)
		当中間会計期間
		(自 平成29年4月1日
		至 平成29年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		6,166,241
運用受託報酬		15,894
投資助言報酬		13,837
営業収益合計		6,195,973
営業費用		4,329,897
一般管理費		1,208,140
営業利益		657,935
営業外収益	1	19,069
営業外費用		106
経常利益		676,899
特別利益	2	40,801
特別損失	3	41,049
税引前中間純利益		676,650
法人税、住民税及び事業税		250,266
法人税等調整額		42,406
法人税等合計		207,859
中間純利益		468,791

(3)[中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								評価・換	算差額等	
		資本乗	余金		利益剰余金				その他有	評価・	純資産
	資本金	資本準	資本剰 余金合	利益準		益剰余金 繰越利益	利益剰余金	株主資本 合計	価証券評	換算差	合計
		備金	东亚古 計	備金	別途積立 金	無政利益 剰余金	合計			額等合 計	
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416
当中間期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
中間純利益						468,791	468,791	468,791			468,791

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株主資本以外の項 目の当中間期変動 額(純額)									6,061	6,061	6,061
当中間期変動額合 計						427,541	427,541	427,541	6,061	6,061	433,602
当中間期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,233,004	15,131,496	16,697,996	477,022	477,022	17,175,018

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並び に平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15~18年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、 当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間		
	(平成29年9月30日現在)		
建物	7,620千円		
器具備品	76,781 "		
計	84,402 "		

2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

(中間損益計算書関係)					
1営業外収益の主要項目に	は、次のとおりであります	t。			
		当	中間会計期	間	
		(自	平成29年	4月1日	
		至	平成29年9	月30日)	
受取配当金			1	3,718千月	"
受取利息				589	"
役員保険解約金				2,257	"
2特別利益の主要項目は、	次のとおりであります。				
		当	中間会計期	阴間	
		(⊨	平成29年	4月1日	
		至	平成29年9	月30日)	
有価証券償還益				32,986千	円
投資有価証券売却益				7,814	1
3特別損失の主要項目は、	次のとおりであります。				
		当	中間会計期	明間	
		(自	平成29年	4月1日	
		至	平成29年0	月30日)	

	(日 平成29年4月1日		
	至 平成29年9月30日)		
有価証券償還損	10,994千円		
投資有価証券売却損	30,050 "		

4減価償却実施額は、次のとおりであります。

1/3/画度が大心では、	
	当中間会計期間
	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年9月30日)
有形固定資産	15,053千円
無形固定資産	1,395 "

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引 該当事項はありません

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間

(自 平成29年4月1

 \Box

至 平成29年9月

30 F)

	30口)
1年以内	177,837	千円
_1年超	735,598	"
合計	913,435	"

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	825,000			825,000

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり	基準日	効力発生日
		(千円)	配当額(円)		
平成29年6月22日	普通株式	41,250	50	平成29年3月31日	平成29年6月23日
定時株主総会					

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成29年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりでありま す。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	14,122,512	14,122,512	
(2)有価証券	505	505	
(3)未収委託者報酬	1,007,070	1,007,070	
(4)投資有価証券	2,503,960	2,503,960	
(5)未払金(未払手数料)	480,643	480,643	
(6)未払法人税等	259,323	259,323	

(注1)金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(5) 未払金(未払手数料)、(6) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており ます。
- (2)有価証券、(4)投資有価証券

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する 価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関す る事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	当中間会計期間
	(平成29年9月30日)
非上場株式	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、 「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 当中間会計期間(平成29年9月30日)

(単位:千円)

				(+12.11
区分	種類	中間貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式 (2)債券	1,218,274	481,381	736,892
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3)その他	188,046	160,000	28,046
小計		1,406,320	641,381	764,938
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	10,855	12,350	1,495
	(2)債券 国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3)その他	1,087,290	1,163,183	75,893
小計		1,098,145	1,175,533	77,388
合計		2,504,466	1,816,915	687,550

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を 把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めてお りません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(平成29年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間	
	(自 平成29	年4月1
	日	
	至 平成2	9年9月
	30日)	
	87,840 ⁼	千円
時の経過による調整額	452	"
		<i> </i>

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える ため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 当中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) 該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) 該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 当中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

7 (0) 7 (0)	
	当中間会計期間
	(平成29年9月30日)
(1)1株当たり純資産額	20,818円20銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	17,175,018
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	17,175,018
普通株式の発行済株式数(株)	825,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた	
中間期末(期末)の普通株式の数(株)	825,000

	当中間会計期間
	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年9月30日)
(2)1株当たり中間純利益金額	568円23銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	468,791
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	468,791
普通株式の期中平均株式数(株)	825,000

⁽注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、

運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2017年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」(資本金の額は、2017年3月末日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社 武蔵野銀行	45,743	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
永和証券株式会社	500	
寿証券株式会社	305	「金融商品取引法」に定める第 一種金融商品取引業を営んでい
島大証券株式会社	100	一性並融的血収5 乗を呂んでい ます。
大山日ノ丸証券株式会社	215	

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、主に以下の業務を行います。 投資信託財産の保管、管理及び計算 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分 (2)「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。) 該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 投資信託説明書(交付目論見書)の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。また、インターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等を含みます。)も掲載する場合があります。
- 2 投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類等を記載 し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示する場合があります。
- 3 投資信託説明書(交付目論見書)のファンドの目的・特色に、指数、グラフ等を記載することがあります。
- 4 投資信託説明書(請求目論見書)の巻末に、ファンドの約款を添付します。
- 5 投資信託説明書(交付目論見書)及び投資信託説明書(請求目論見書)は、インターネットなどに掲載されることがあります。
- 6 投資信託説明書(交付目論見書)及び投資信託説明書(請求目論見書)に、以下の趣旨の文言 もしくは図の全部または一部を記載することがあります。

<ご購入からご換金までの費用のイメージ>

購入時手数料 (販売会社へ 直接お支払い)

信託財産留保額(ありません)

ご購入時 ご換金時

間接的に ご負担いただく 費用

運用管理費用(信託報酬)、その他費用・手数料:保有期間中、投資信託財産から控除

独立監査人の監査報告書

平成29年6月22日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月1日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため 会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した 内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な 虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これ に基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の音見表明の其礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断に 中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断し ている。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成 績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関 係はない。

> 以 上

(注)1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。